

第十一次提言中間報告

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

教育再生実行会議

はじめに

我が国では、現在、急速な人口減少や少子・高齢化が進んでいます。例えば、18歳人口については、現在の約120万人から2040年には約88万人まで減少すると予想されています。このような中、地方では人口減少や地域経済の縮小が進んでおり、地方の活力を取り戻すためにも、地方創生に国を挙げて取り組むことが必要となっています。

また、我が国は健康寿命世界一の長寿社会を迎えており、今後更なる健康寿命の延伸も期待されています。こうした人生100年時代においては、一人一人が「学びは終わりのないプロセス」であることを意識し、生涯を通じて社会で活躍するために、能動的に学び続けることが重要となります。

さらに、第4次産業革命とも言われる、AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術の急速な発展に伴い、我が国においてSociety5.0と言われる超スマート社会が到来しつつあります。このような社会の実現により、我が国が世界に先駆けて様々な課題を解決していく「課題解決先進国」となることが期待されます。

その一方で、AIの発達により今ある仕事の多くが消滅したりAIに代替されたりする可能性が指摘されるなど、これらの技術の発展によって、近い将来、我が国の社会や産業、また私たちの生活環境が大きく変化することも考えられます。

また、世界では、人、物、情報が国境を超えて行き交うグローバル化が急激に進んでおり、様々な分野において世界の国々を巻き込んだ競争が激化しています。特に、Society5.0の基盤となるAI、IoT等の技術の開発に関する国際的な競争は激しさを増していますが、我が国は、これらの分野における研究開発や専門人材の育成確保の面で、最先端にある国々に比べ大きく立ち遅れています。

このことが、我が国の社会の発展や経済の成長、生産性向上への足枷ともなりかねないことから、速やかにこれらの分野の専門人材の育成やデータサイエンス等に関する国民のリテラシーの向上を図ることが必要であり、教育における取組が求められています。

今後更に加速化するであろうこうした様々な社会の変化に対して、子供たちが受け身になることなく、その中から積極的にチャンスを見つけ、それを活用し、活躍していくことができるよう、教育を通じて必要な資質・能力を育成していくことが大切であり、そのためには新たな時代を見据えた教育再生を大胆に進めていくことが必要です。

教育再生実行会議では、このような問題意識の下、「技術の進展に応じた教育の革新について」及び「新しい時代に対応した高等学校改革について」の2つのテーマを設定し、昨年8月より、ワーキンググループを設け検討を重ねてきました。その中で、概ね結論を得た事柄等について、中間報告として取りまとめ、公表することといたしました。

教育再生実行会議では、最終的な提言の取りまとめに向け、引き続き検討を進めていくこととしています。

1. 技術の進展に応じた教育の革新について

AIの急速な進化など技術革新が目覚ましく進展・普及し、Society5.0という新しい時代が到来しつつあります。それに伴い、人の働き方や生き方を含めた、社会全体の構造までもが激しく加速度的に変化しつつあります。例えば、10年前に広く普及していなかったスマートフォンやタブレットは、現在生活する上でなくてはならないものとして定着しており、今の子供たちはこうした機器を身近なものとして育っています。また、技術革新が進むことにより、ロボット掃除機や自動運転などAIやIoTが生活の中で当たり前のもので存在する社会となり、今の子供たちが活躍する頃の社会は、今のものと大きく異なっていると考えられます。技術は日進月歩であり、今の技術を前提とした議論にとどまるべきではありません。

具体的にどのように変わっていくのか、その変化のスピードや姿は、誰にも予測することはできませんが、世界に目を向けると、AI等の先端技術を活用したイノベーションが創出されつつあります。また、技術は人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用なものです。これからの社会において、誰もが、受け身になることなく、自らの人生を主体的に切り拓き、より豊かに、より幸せに生きていくためにも、また、我が国の国際競争力を維持・向上させていくためにも、開発・利活用の双方の観点から、AI等の先端技術を適切に、積極的に使いこなしていくことが不可欠となります。また、人生100年時代を迎えるに当たって、医療や創薬をはじめとした生命科学も重要になってきます。

技術革新は、教育の在り方にも大きな変革をもたらします。例えば、学習状況（スタディ・ログ）の活用等による一人一人の能力や適性に応じた個別最適化された学びや、場所や時間に制約されず、「だれでも」「いつでも」「どこでも」主体的に学び続けることができる環境の実現に、遠隔教育、デジタル教材などに関する技術革新が貢献できる要素は、決して小さくありません。実際に一部の学校においては、授業にデジタル教材を取り入れ、一人一人の理解や関心に合わせて学習内容を深めたり、基礎的な知識の着実な習得を目指したりすることが可能となるなど、効果を上げている事例もあります。また、民間団体等においても、ICTや先端技術を活用し、個別最適化された学びを提供している事例もあり、様々な場において、技術を活用した学びは広がりつつあります。ICTや先端技術は、学習指導だけでなく、生徒指導や教師の働き方改革、特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実、EBPMの推進などにおいても、子供たちや教師、そして主体的に学び続ける人を「支える」システムとして欠かせません。技術革新による教育の変革は、これまで我が国の教育が重視してきた学習の機会均等、教育の質保証をより一層担保しやすくする

ためのものとして有効に機能すべきものです。

当然ながら、個別最適化された学びだけでは、これからの社会を生きていくために必要な力の全てを育むことはできません。AI や AR（拡張現実）、VR（仮想現実）等の技術が生活に定着し、「間接体験」や「疑似体験」の機会が多くなる中、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校等の場を生かしながら、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話等を通じて、実際に触れ、関わり合う「直接体験」の機会を充実することにより、子供たちが自分の価値を認識しつつ、他者と協働することの重要性などを実感しながら理解できるような場や機会を設けていくことが不可欠です。

また、学校教育の成否は、その直接の担い手である教師に負うところが極めて大きく、教師の資質・能力の向上は重要な課題です。社会の変化や技術革新を受け、教師に求められる役割や資質・能力も変化しています。例えば、教師には教え導くだけでなく、一人一人の個別最適化された学びを支援する力が求められることが考えられます。これからの教師は、目まぐるしく変化し続ける社会に的確に対応するために絶えず学び続け、必要な資質・能力を着実に身に付けていかなければ、子供たちやその保護者、そして社会の信頼を得ることは難しくなるものと考えます。そのためにも、養成・採用・研修の全体を通じて、技術革新に対応した教師の育成に向けて、関係者は一丸となって最大限努力することが必要です。

一方、教師の多忙化は大きな課題となっていますが、先端技術の力を用いることにより、物理的・時間的余裕ができ、教師がより一層教育活動に集中し、教育の質を高めていくことが可能となることが考えられます。また、学校教育の質的充実に対する要請が高まる中、教師だけではなく、社会で実践的な活動を行ってきた外部人材等と連携することによって、より一層の教育の充実を図ることが可能です。働き方改革を着実に進めるとともに、「チーム学校」の考え方の下、先端技術を効果的に活用しながら、教師だけでなく様々な人たちが協働し、一人一人の学びを「支える」ことが重要です。

また、教育に先端技術を導入していくことにより、「学習ではなく、ネットやゲームばかりに使うのではないか」「子供たちの個人情報漏えいするのではないか」「コンピュータを長時間見続けることは、健康に悪影響があるのではないか」など懸念の声も聞こえています。このため、教育への先端技術の導入に当たっては、リスクをコントロールしながら、客観的な根拠を重視した教育政策の推進という観点も踏まえ、その教育効果を最大限高めていけるよう、教育関係者や社会の理解を得つつ、学びの変革につながるような取組を進めていくことが重要です。

こうした中、学校以外の社会の ICT 環境は劇的な変化を遂げ、海外では教育分野での ICT 活用が進んでいますが、いまだ初等中等教育段階の学校における無線 LAN 整備率が約 35% であるなど、残念ながら、我が国の学校の ICT 環境は脆弱なものであると言わざるを得ません。教育への先端技術の導入が進まず、学校と社会が乖離してしまうことは、我が国の教育の発展にとって、危機的な状況です。

その背景としては様々なものが考えられますが、教育で ICT や先端技術を活用することに対する「必要感」を社会全体で共有できていないことも一面としてあると考えます。これからの学びにとって、ICT は「マストアイテム（＝必需のもの）」であり、教師は ICT を効果的に活用しながらよりよい教育を行っていくことが一層求められるとともに、ICT とともにある生活の中で子供たちを育てていくことが必要です。学校にとって ICT 環境は、新たな学びの基盤として不可欠なものであり、政府全体、地方公共団体の首長や首長部局、教育委員会、校長、一人一人の教師、民間企業等、全ての関係者が意識を高め、積極的にスピード感をもって、「技術の進展に応じた教育の革新」を加速度的に進めていかなければなりません。

このような観点から、技術の進展に応じた教育の在り方について議論し、今般、中間的な検討状況を取りまとめました。今後は、最終的な提言の取りまとめに向けて、引き続き検討を進める予定です。

（１）Society5.0 で求められる力と教育の在り方

AI や IoT 等の技術の急速な進展により将来の予測がつかない状況においても、豊かに幸せに生きるために求められるのは、AI 等の技術を適切に使いこなして、新たな社会や生活を創造していくことです。また、様々な情報が氾濫し、多様な分野の情報に触れることが容易となる中、それらの情報の意味を吟味し、読み解き、適切かつ効果的に活用していくことが大切になります。こうしたことを踏まえ、読み解き対話する力を含めた基盤的学力や情報活用能力¹等を育成するとともに、時代の変化に応じるだけではなく、先導していくために、どのような力の育成が求められているのか、絶えず考え続ける必要があります。その際、新たな価値を創造できる力を育むことや、各学校段階において文理両方をバランスよく学んでいくという視点が大切です。

- Society5.0 を迎える中、国、地方公共団体は、基礎的読解力や数学的思考力などの基盤的な学力や、あらゆる学びの基盤となる情報活用能力の育成を目指す。特に、今回充実されたプログラミングやデータサイエンスに関する教育、統計教育の着実な実施を図る。また、新たな社会を牽引する人材、地域を支える人材の育成を推進する。
- 国は、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成することができるよう、STEAM 教育（Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での

¹ 新学習指導要領では、言語能力や問題発見・解決能力と並び、学習の基盤となる資質・能力と位置付けられている。世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。

学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育)を推進するため、「総合的な学習の時間」や「総合的な探究の時間」、「理数探究」等における課題解決的な学習活動の充実を図る。

- 国、地方公共団体は、情報モラル教育の充実を図るとともに、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施する。また、国は、学校における情報機器の使用による健康面への影響等に関する調査研究を実施する。
- 社会が加速度的に変化する中で、学校において育成が求められる力も、それに即応して変化するところがある。このため、教育課程や教科書を含め、学習指導を絶えず見直していくことについて、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。

(2) 教師の在り方や外部人材の活用

技術の進展に伴い、教育の在り方にも変革が起きています。一人一人の教師がこのような変化に的確に対応できるよう、教育委員会、校長が理解を深めることにより、学校教育に ICT や先端技術を取り入れ、よりきめ細かな学習支援が効果的にできるようになる等、教育の質を高めていくことが可能となります。このため、技術革新に対応した力を持つ教師の育成は喫緊の課題です。国においても、例えば、平成 28 年度から、免許状更新講習において、現代的な教育課題として「教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む)等)」を選択必修領域に位置付けるとともに、平成 31 年度から、教職課程において、「各教科の指導法」の中で、ICT の活用を含む指導法を必修化するなど、様々な取組を通じて、教師の ICT 活用指導力の向上に取り組んでいます。こうした取組に加え、技術を活用し、優れた指導力を有する教師の暗黙知や経験知を可視化し、研修等に活用することにより、教師の資質・能力の向上に一層資することが期待されます。一方、急激に進展する技術を学校において迅速に取り入れていくために、学校が様々な外部の専門家の協力を得ていくことも重要です。

- 養成・採用・研修の全体を通じて、Society5.0 の到来等の様々な社会の変化や技術の急速な進展を踏まえた教師の資質・能力を高めていくための方策について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。
- 国は、Society5.0 の到来等の様々な社会の変化や技術の急速な進展を踏まえ、教師が自らの資質・能力を継続的に高めていくことができるよう、国内外の企業・教育機関等を含め、研修プログラム・教材の開発を推進する。また、任命権者は、こうした研修プログラムの受講を促進するため、自らの資質・能力を継続的に高めるための研修等

を受講した場合に人事評価において考慮すること等について検討する。

- 国は、教師の ICT 活用指導力の向上をはじめとする Society5.0 に対応した教員養成を先導するフラッグシップ大学（例えば教員養成の指定大学制度等）の創設を検討する。
- 国、地方公共団体は、学校管理職や教育委員会の指導主事等に対し、教育における ICT の活用に関する理解を深めるための研修を促進する。また、教育関係者が様々な ICT 機器や EdTech²を活用したデジタル教材等に気軽に触れる機会を豊富に持てるよう、企業等と連携し、研究発表会やイベント等において、これらを体験できるような展示やブース等を設ける。
- 国は、高等学校の情報をはじめとした免許外教科担任が多い教科について、免許状を有する教師を確保するため、免許外教科担任の許可や臨時免許状の授与を受けて指導を行った場合の勤務経験を、免許状取得の際に考慮するなど弾力的な取扱いを検討し、当該教科の免許状の取得を促進するなど、免許制度の改善を検討する。
- 国は、企業や大学等が学校と連携し、専門性の高い社会人や大学院生等が所属元の身分を有したまま教師等として ICT を活用した教科の指導や教材の作成、校内研修での指導助言など学校教育に幅広く参画できる仕組みを検討する。特に、ICT 支援員の果たす役割は重要であることから、国は、その必要性や役割について積極的に周知する。地方公共団体は、特別免許状や特別非常勤講師制度の積極的・弾力的な活用等により、社会や産業での実践的な課題をテーマとする探究的な学習を支援したり、児童生徒の情報活用能力を育成したり、ICT 機器や EdTech 等を活用して指導したりするスキルを持った外部人材を教師や ICT 支援員等として積極的に配置・活用する。

（3）新たな学びとそれに対応した教材の充実

技術の進展は、個人のスタディ・ログを蓄積した学びのポートフォリオに基づく児童生徒一人一人の能力や適性に応じた個別最適化された学びや、遠隔教育の推進等による場所や時間に制約されない多様な学習機会の確保・充実を可能とし、新たな学びを実現します。一方、教育への技術の導入は目的に沿った適切なものであることが重要であるため、今後、こうした点に留意しつつ、教育における技術の効果的な活用を図っていくことが求められます。また、様々な学びを支えるデジタル教材の充実を図ることも重要です。

² 教育分野における、AI・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組（「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定））。

- 技術の進展を踏まえ、教師による教育の質を高めていく観点から、学校規模や地理的要因等にとらわれず、多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実や、社会で実践的な活動を行ってきた外部人材等との連携、多様な科目選択を可能とすることによる学習機会の充実、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保、帰国・外国人児童生徒等への支援などの実現に向けて全ての小・中・高等学校等で遠隔教育³を活用できるよう、グッドプラクティスの全国的普及や中学校におけるニーズの高い分野（英会話、プログラミング）での全国を対象とした実証的取組を進める仕組みの在り方など、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める⁴。
- 国は、スタディ・ログ等を活用した、一人一人の能力や適性に応じた個別最適化された学びや協働学習の実現に向け、学校現場と企業等の協働による EdTech 等の技術の効果的な活用に関する実証研究を進める。
- 国は、デジタル教科書が法制化されたことを踏まえ、その活用方法や留意点に関するガイドラインを策定し、その円滑な導入に向けた取組を推進するとともに、デジタル教科書の効果や影響等を把握し検証する。
- 国は、デジタル教材をはじめとした ICT を効果的に活用し、新しい学習指導要領を円滑に実施していくため、企業や大学等との連携・協働により、多様な ICT 環境の実態に即したデジタル教材等の作成を推進するとともに、全国の教師が自主的に技術を活用した教育方法について学んだり、校内研修に活用したりできるよう、誰でも手軽に活用することが可能なポータルサイト等の整備を行い、学校や教育委員会等における取組を促す。

（４）働き方改革

技術の進展は、教育の在り方だけでなく、教師の働き方にも影響を与えうるものです。第十次提言で指摘された、教師の負担軽減や長時間勤務の是正等を含む教師の働き方改革については、平成 29 年 6 月より中央教育審議会において議論が進められるなど、重要な課題となっています。こうした中、校務分掌や教育活動への技術の導入は、事務の効率化や教師による一人一人の能力や適性に応じた個別最適化された学びの支援を可能とします。このような変化は、児童生徒と向き合う時間を確保し、教師本来の業務に専門性を

³ 文部科学省では、平成 30 年 9 月 14 日に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめている。

⁴ 遠隔教育を含む先端技術の活用の推進については、平成 30 年 11 月 22 日に柴山文部科学大臣から「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を公表している。

発揮できる機会を増やすなど、教師の仕事を質・量の両面から改善していくものであり、教職人生がより豊かなものとなるとともに、教師が「魅力ある仕事」であることへの再認識につながることを期待されます。

- 国は、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用を促進するため、効率的・効果的なシステムの導入方法や都道府県単位での運用ルール等について成果の整理を行い、全国に普及することなどを通じ、校務の情報化を推進する。
- 国は、学校間のデータ連携・引継ぎ等を見据え、出席簿、指導要録等の各種表簿の電子化や様式の統一化の促進、校務の電磁的処理による効率化に向けた検討を行う。

(5) 特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実

ICT や先端技術は、場所や時間に制約されず、また一人一人の能力や適性に応じた教育の提供に大きく寄与するものです。そのため、障害のある児童生徒や、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、個別のニーズに応じた教育を提供することが可能になると考えられます。既に、ICT や先端技術を活用し、障害のある子供たちに個別最適化した教育を提供している民間団体等もあり、学校や教育委員会がそうした取組と連携・協働し、子供たち一人一人の資質・能力を高めていくことが期待されます。

- 国は、ICT や先端技術を用いた支援機器等教材を効果的に活用することにより、障害のある児童生徒への各教科等の指導の効果を高めることができるよう、支援機器等の選定・活用に必要な指標及び学習評価方法に関する調査研究を行う。
- 教師による教育の質を高めていく点から、不登校児童生徒や病気療養児など通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保や、帰国・外国人児童生徒等への支援などの実現に向けた活用も含め、全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、グッドプラクティスの全国的普及や中学校におけるニーズの高い分野（英会話、プログラミング）での全国を対象とした実証的取組を進める仕組みの在り方など、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。

(6) 新たな学びの基盤となる環境整備、EBPM の推進

社会における ICT や先端技術等の導入状況を踏まえると、Society5.0 を生きていく子供たちにとって、学校の ICT 環境や先端技術は「マストアイテム（＝必需のもの）」であ

り、将来的には「1人1台専用」の学習者用コンピュータが整備されることが望まれます。しかしながら、現状としては、ICT環境は地域間で大きな差が生じており、これによって、教師による教育への技術の導入を難しくさせていることも指摘されています。このため、全ての学校において、ハードとソフトの両面からICT環境を整えることは、関係者が一丸となって対応すべき緊急の課題です。また、技術革新が進む一方で、教育政策は、客観的な根拠を重視することが求められています。全国学力・学習状況調査や各地方公共団体による学力や学習状況を把握する調査の利活用を、それぞれの役割を踏まえつつ促進することは、客観的な根拠を重視した教育政策（EBPM）の推進にも資するものです。その際、国や地方公共団体において、客観的な根拠を重視した政策立案ができる人材を育成していくことも必要になります。

○ 学校のICT環境整備については、今後の学習活動において、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT機器等の設置の考え方等を示した「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえて策定された「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」のために必要な経費として、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられている。本措置については、用途の制限や条件付けをすることはできず、各地方公共団体において予算化することになり、現状では、地方公共団体間で学校のICT環境整備に大きな差が生じている。こうした現状を踏まえ、国は、差が生じている要因・背景等についてきめ細やかな分析を行い、阻害要因に対し、必要な対応を可及的速やかに行う。その際、ICT環境整備は学校の設置者が主体的に行うものであることから、国は、「全国ICT教育首長協議会⁵」とも連携し、都道府県だけでなく市町村までを含め、また、教育委員会だけではなく地方公共団体全体に、直接かつ継続的な働きかけを行う。

また、国は、地方公共団体が、必要十分な機能を有するICT機器等を整備するに当たり、競争的な環境の下でできるかぎり費用を低減し機動的に調達できるよう、関係省庁が連携し、ICT機器等の調達方法等に関するガイドブック等を作成する。

地方公共団体は、国や他の地方公共団体等の取組を踏まえつつ、首長部局と教育委員会の密接な連携の下、学校のICT環境整備を積極的に推進する。その際、総合教育会議において学校のICT環境整備を審議事項とし、各地方公共団体の首長が策定する教育の大綱に位置付けたり、各地方公共団体の教育振興基本計画に測定指標を位置付けたりするなど、取組の優先度を高めるような方策を講じることが必要である。

○ 国は、クラウドサービス等先端技術の活用を推進し、新たな学びの基盤を整備する

⁵ 学校のICT環境整備について教育委員会と地方公共団体の長が連携協力して取組を進めていくことが重要であることを踏まえ、全国の首長有志が集い、我が国のICT教育に対する理解やICT教育環境整備、制度改革推進に資することを目的として、平成28年8月に設立した協議会。平成30年12月時点で125の地方公共団体が協議会の活動に賛同。

ため、技術の活用と情報セキュリティの確保の両立を図るための課題や対応策の整理を行い、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の在り方について必要な検討を行う。また、今後の技術進展とともにクラウドサービスの普及を見据え、大容量のデータのダウンロードや集中アクセスにおいても、通信速度やネットワークの通信量が確保されるよう、教育用ネットワーク環境の在り方についての検討も行う。加えて、個人情報保護条例の「オンライン結合制限」規定の廃止や当該規定を設けていない団体に関する事例、当該規定の下でオンライン結合を実施している事例等を取りまとめ・公表する。

- 国は、今後、地方公共団体や学校と ICT 機器や EdTech 等を提供する多様な民間教育事業者との連携の下、学校現場における技術の導入・活用が更に進むよう、学校現場等のニーズを踏まえた技術や教材の開発、効果的な活用等のためのガイドラインを策定する。
- 国は、学校における ICT 環境の整備状況を踏まえつつ、経年変化分析の充実や CBT の導入を含めた全国学力・学習状況調査の改善を検討するとともに、各地方公共団体における先行事例も踏まえつつ、EBPM に資するような全国学力・学習状況調査や子供たちの学習傾向等に関する様々なデータを有効に活用するための方策について検討する。

(7) 教育現場と企業等の連携・協働

技術革新が目覚ましく発展する中、学校や教育関係者が先端技術を迅速に取り入れていくためには、様々な外部の専門家の協力を得ることも必要です。そのため、ICT や先端技術の活用についてノウハウを持っている民間企業等と連携して、安全かつ効果的に学校に技術を導入していくことが有効です。

- 国は、「未来の学びコンソーシアム」など関係省庁が連携・協働した取組を引き続き実施するとともに、関係省庁の担当者等が一堂に会する協議会等を定期的開催する。地方公共団体においても、ICT 機器や EdTech 等の技術を活用することの重要性に対する教育委員会や校長の意識を高めていくとともに、総合教育会議を活用することなどを通じて、首長と教育委員会が一体となり、先端技術の活用を含めた教育の情報化を推進する。
- 企業等においては、学校や学習者が効果的に活用できる便利で安価な ICT 機器やネットワーク環境等の開発・構築・整備、学習効果の高い魅力的な EdTech 等を活用した

デジタル教材の開発、これらの教育現場への供給の促進、地方公共団体や学校と連携した学校 ICT 環境整備に係る技術的ノウハウの提供、ICT 支援員や社会や産業での実践的な課題をテーマとした探究的な学習を支援できる人材等を含めた人材供給の推進、EdTech 等の技術開発や効果的な活用に係る事例創出や実証研究等への積極的な協力等が期待される。

2. 新時代に対応した高等学校改革について

高等学校への進学率については、平成 29 年度には 98.8%まで上昇する等、今日では高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての子供たちが進学する教育機関として、極めて重要な役割を果たしています。特に、選挙権年齢や成年年齢が 18 歳に引き下げられる等の状況を踏まえると、高等学校は、平成 30 年 3 月に公示された新しい学習指導要領で新設された公民科の必修科目「公共」などの教科等における主権者教育等を通じ、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育成していくことが一層求められます。

一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化する中、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化しており、文部科学省と厚生労働省が実施している「21 世紀出生児縦断調査（平成 13 年出生児）」は、平成 13 年に出生した子供を対象に毎年実施していますが、第 16 回の今回の調査において、初めて調査対象が高校 1 年生等となりました。今回の調査では、学校生活への満足度（授業の内容をよく理解できている、学校の勉強は将来役に立つと思う等）や学校外での勉強時間について、中学校段階に比べて高等学校入学後では低下しているとの調査結果となっており、他の調査結果⁶も踏まえれば、高校生の学校生活等への満足度等が中学校段階に比べて低下しているのではないかとすることも考えられます。

また、今日の高等学校を取り巻く我が国の状況を見ると、人口減少を伴う少子高齢化や、就業構造の急速な変化、グローバル化、SDGs の推進等に加え、AI・IoT 等の技術革新や生命科学の急速な進展による Society5.0 の到来など、大きな社会変化が予測されています。そのスピードは速く、具体的にどのように変わっていくのかを予測することは困難ですが、人の働き方をはじめ、健康・医療分野等の我々の生活に身近な様々な分野においても大きな変化が起こっていくことが考えられます。

こうした状況の中で、これからの高等学校は、Society5.0 を生き抜くための力（①文章や情報を正確に読み解き、対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力など）や生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を共通的に身に付けさせるとともに、将来、世界を牽引する研究者や幅広い分野で新しい価値を

⁶ 高校生の学校外での勉強時間が少ないこと等については、「第 5 回学習基本調査」データブック（ベネッセ総合研究所）において報告がなされている。

提供できる人材となるための力を育むことが求められております。これらの力は、これまで育まれてきたものとは全く異なる新しい力ということではなく、高等学校教育が長年その育成を目指してきたものであり、時代の変化という「流行」の中で未来を切り開いていくための力の基盤は、学校教育における「不易」たるものの中で育まれるものです。

このため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、一人一人の子供の能力を最大限に引き出すための ICT 等の活用も含めた多様な学びの提供を実現するとともに、実社会での課題解決に生かしていくために各教科での学習を結びつける教育を重視し、特定の教科を履修しないなどの極端な学習状況にならないよう、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0 をたくましく生きる人材の育成を図っていくことが求められます。

なお、こうした各学校における改革の取組が一時の機運の高まりによって終わることがないように、教師の意識改革や人事配置等の工夫、地域の関係者等の学校運営への参画等によって、継続性を維持し定着させていくことが必要です。

このような観点から、新時代に対応した高等学校の在り方について議論し、今般、中間的な検討状況を取りまとめました。今後は、最終的な提言の取りまとめに向けて、引き続き検討を進める予定です。

(1) 学科の在り方

高等学校の学科は、普通科、専門学科、総合学科の3つの区分が設けられており、在籍する生徒の数は、それぞれ、239万人、71万人、18万人（平成29年度）となっております。

学校視察やヒアリング等を通じ、普通科においては、生徒の能力や興味・関心等を踏まえた学びの提供という観点で課題がある場合があり、一斉的・画一的な学びは生徒の学習意欲にも悪影響を及ぼすこと、専門学科においては、社会や産業界の変化に応じた最新の教育を実現するための教育環境に課題があること、総合学科においては、普通科・専門学科の多様化が進展する中、総合学科としての特色の発揮という観点で課題がある学科があること等が指摘されています。

こうした指摘を踏まえ、Society5.0 に向けて共通的に求められる力を育成し、社会を牽引する人材を育成する観点から、学科の在り方について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深めていくことが必要です。

○ 新時代の高等学校は、Society5.0を生き抜く力を身に付けさせるとともに、新たな社会を牽引する人材や地域を分厚く支える人材の育成につなげていくことが必要である。現在、生徒の約7割が在籍する普通科について、学習の方向性に基づいて学科を

類型化すること等、普通科の在り方について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。その際、設置主体（公立・私立・国立）の特性や地域の実情等も踏まえ、それぞれが強みを発揮できるよう留意する。また、多様性の確保に配慮しつつ、全ての生徒が、文系科目・理系科目のどちらかに偏重することなく両方をバランスよく学ぶ仕組みを構築する方策についても、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。

- 専門学科及び総合学科についても、それぞれの学科が果たしている今日的役割を踏まえた上で、学科の在り方や今後の教育の質の向上方策について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。
- 農業・工業等の地域経済の活性化を担う人材を養成する専門学科において、社会や産業界の変化に応じた実践的な教育を推進する観点から、国は、専門学科が地域の地方公共団体や産業界、大学等と協働して、外部専門家の派遣や最新鋭の施設設備等の共同利用、インターンシップの実施等について地域の協力を得る仕組みを全国的に普及する。また、企業や大学等と連携し、専門性の高い社会人等が教師等として学校教育に参画することを促進する。
- 普通科、専門学科、総合学科のそれぞれの学科の在り方の検討とともに、学科の区分について、高等学校に求められる役割等を踏まえ、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。

（２）高等学校の教育内容、教科書の在り方

学習指導要領は概ね 10 年に 1 度改訂されており、平成 30 年 3 月に、新学習指導要領が公示されたところです。また、小学校や中学校と同様、教科の主たる教材として、教科書検定を経た教科書の使用義務が課されています。

これらの制度により、全国的な高等学校教育の質の保障がなされているところですが、今後、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会が急速に変化する中、子供たちに将来必要となる力を身に付けさせる観点から、教育課程や教科書を含め、学習指導の在り方について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深めていくことが必要です。また、部活動については、様々な問題事案が見られることから、より一層、生徒の健康に十分配慮するなど安全安心第一の取組を徹底していくことが求められます。

- 国は、新高等学校学習指導要領を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進するとともに、学校にお

けるカリキュラム・マネジメントの確立を図る。その際、教科書や教材を適切に組み合わせ、学校や生徒の実態に応じた授業を実施することを促す。

- 社会が加速度的に変化する中で、学校において育成が求められる力も、それに即応して変化する。このため、教育課程や教科書を含め、学習指導を絶えず見直していくことについて、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。また、特に、新高等学校学習指導要領に盛り込まれたAI・数理・データサイエンスや生命科学等をはじめとした、Society5.0において重要となる分野における基礎を確実に身に付けることができるよう留意する。
- 学校において育成が求められる力が変化する中であって、教育の質を維持・向上させていくためには、ICTを活用した遠隔教育により、社会で実践的な活動を行ってきた外部人材等と連携した授業の実施や多様な選択科目を可能とすることによる学習機会の充実等も求められることから、全ての高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、グッドプラクティスの全国的普及など、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。
- 生徒が安全安心にスポーツや文化に親しむことができるよう、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁及び文化庁が平成30年に策定したガイドラインを踏まえ、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 定時制・通信制課程の在り方

高等学校の定時制・通信制課程は、勤労青年の高等学校教育を受ける機会を保障するため戦後制度化され、60年が経過しました。近年では、勤労青年が減少する一方、不登校経験者や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国・外国人生徒等、多様な背景を持つ生徒の割合が増加しています。

こうした時代の変化・役割の変化を踏まえた定時制・通信制課程の在り方について、更に検討を深めていくことが必要です。

また、広域通信制高等学校においては、一部の学校で極めて不適切な学校運営や教育活動が行われていたことを踏まえ、質の保障・向上を徹底し、社会の信頼を高めていくことが必要です。

- 定時制・通信制課程は、不登校経験者や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国・外国人生徒等の多様な背景を持つ生徒の受け皿となっている。国は、こうした変化に応じた教育の質の向上や生徒支援の方策について、総合的に検討する。

- 広域通信制高等学校は、質の確保・向上の必要性が指摘される中、引き続き、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づく運営改善に取り組むとともに、国は、広域通信制高等学校における第三者評価の在り方の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上に向けた取組を推進する。

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

新高等学校学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進するとともに、子供たちに Society5.0 を生きる上で必要となる力を身に付けさせるためには、教師の役割が何よりも重要であり、優秀な人材が教師を志し、意欲とやりがいを持って教壇に立てる環境を支えていくことが求められます。

技術革新や社会の変化に伴う新たな学習指導に対応するとともに、地域や大学等との協働による実践的な教育を実現するため、そのような質の高い学びをコーディネートする教師が担うべき役割の重要性が今後、更に高まる中、教師の養成・研修・免許の在り方について、更に検討を深めていくことが必要です。

- 従来教科ごとの教師のまとまりが強い高等学校において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、ICT を活用した指導、特別な配慮が必要な生徒への対応、地域と連携した教育活動の実施等の全校的な教育課題に対応した教師の育成を進めるため、地方公共団体、高等学校は、校内研修を中核に据えた継続的な研修実施体制の構築や適切な評価の実施を推進する。
- 地方公共団体は、管理職のマネジメント力の向上を図るため、地域の関係機関との連携等を含めた研修の充実に向けた取組を進める。
- 生涯学び成長し続ける教師の育成のため、若手教師の育成を図ることが重要であり、地方公共団体、高等学校は、初任者研修をはじめとした若手教師の研修の充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が円滑に行われるよう、ベテラン教師から若手教師への知識技能の伝承等の取組を進める。
- 大学は、高等学校の教師の養成の一層の質向上に向けて、教職課程の情報公開や評価の充実を図るとともに、特に教職に関する学びを充実させるため、教職課程における学内の運営体制の整備、教育内容の充実や担当教師の資質・能力の向上、実施時期等を含めた教育実習の充実、教職課程に在籍する学生の知識・技能の定着状況をチェックするシステムの開発・普及を図る。

- 教職課程の教育を充実させるため、国は、教職に強い大学と教科に強い大学が共同して質の高い教員養成ができる仕組みを検討する。
- 社会が加速度的に変化する中で、学校において育成が求められる力も、それに即応して変化することを踏まえ、地方公共団体は、特別免許状や特別非常勤講師制度の弾力的な活用等により、高い専門性を持ち教師としての熱意と適性を有する学校外の人材を教育現場に活用する取組を推進する。
- 地方公共団体は、校長が自らの教育理念に基づき、特色ある教育活動を積極的に推進している場合には在職期間の長期化を図るなど、人事異動の在り方を再点検する。
- 国は、現職教員以外で教員免許状を有する多様な人材が適時・適切に教壇に立てるよう、免許状更新制度の改善や、放送・通信・インターネットによる講習の開設の促進などにより免許状更新講習の弾力的な受講を可能にする。
- 国、地方公共団体は、教師が研修等を通じて自ら学び成長する時間を確保するためにも、教師の業務負担の軽減を含む学校における働き方改革を進める。

(5) 地域や大学等との連携の在り方

高等学校が地域と協働し、地域そのものを学びの対象として魅力を高めていくことは、実践を通じた学びの選択肢の創出と地方創生の双方に資するものであり、全国でも取組の成果が報告されています。地域を分厚く支える人材の育成に向け、地域との協働の在り方について、更に検討を深めていくことが必要です。

また、生徒に高度かつ多様な教育機会を提供することにより、個々の能力を最大限に引き出し、社会を牽引する人材の育成を図る観点から、大学等との連携の在り方について、更に検討を深めていくことが必要です。

- 国は、新高等学校学習指導要領を踏まえた探究的な学習活動を推進する観点から、高等学校が、市町村、産業界、高等教育機関、社会教育施設等と協働して地域課題の解決等を通じた学びを実現する取組を推進する。
- 国、高等学校の設置者である地方公共団体は、高等学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立し、学校外の人的・物的資源の一層の活用を通して、「社会に開かれた教育課程」の実現を図るため、高等学校における「チーム学校」の実現、

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入と地域学校協働活動の実施を推進する。

- 地域を素材に課題探究する学びを実現する上で、高等学校と地域をつなぐコーディネーターの果たす役割は重要であることから、国は、地方公共団体における取組等も踏まえ、その役割や在り方について総合的に検討する。
- 高等学校段階で地域の産業や文化への理解を深めることは、人材育成の観点のみならず、その後の地元定着やUターン等にも資するなど地方創生の観点からも重要であることから、地域の様々な関係機関の連携による高等学校の支援方策について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。
- 生徒の興味・関心に応じて多様な選択を可能とするとともに、離島・中山間地域にある高等学校の多様性を高める観点から、全国各地で地域の特色を活かし、魅力ある教育を展開している高等学校の推進方策について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。
- 高等学校は、地域課題解決に向けた探究的な学習活動の大学と連携した実施等、高大連携によるカリキュラム開発等を推進する。
- 社会を牽引するグローバルリーダー等を育成する観点から、国は、海外の高等学校や大学等との連携体制の構築や、大学教育の先取り履修を単位認定する取組等を推進する。

（6）中高・高大の接続

中高一貫教育の制度化や高大接続改革等、高等学校とその前後の教育段階の接続については、これまでも改革が行われてきましたが、社会が加速度的に変化する中で、学校において育成が求められる力も変容しており、各教育段階を一貫した教育の必要性が高まっています。

特に、高大接続改革については、これまでも提言してきたように、大学入学者選抜が、高等学校の教育に大きな影響を与えているとの指摘もあり、こうした観点も踏まえ、中高・高大の接続の在り方について、更に検討を深めていくことが必要です。

- AI やビッグデータの発達により、様々な分野においてデータサイエンスの重要性が高まっており、文理両方を学ぶ人材の育成が急務となっていることや、学科の在り方

についての検討を踏まえつつ、入学者選抜を含む中高・高大接続の在り方等について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。また、中高・高大の接続等において目的意識を持った進路選択が行われるよう、多様な進路選択の実態も考慮しながら、中高の進路指導やキャリア教育の充実等を図る。

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

新時代の高等学校においては、共通性の確保とともに多様化への対応が求められており、様々な個性や背景を持った生徒一人一人の能力を引き出していくことが求められます。

特に、不登校等の多様な課題を抱える生徒にきめ細かく対応していくことや、平成 30 年度から導入された高等学校における通級による指導の推進等、障害のある生徒の教育環境の充実を図り、誰一人置き去りにしない教育を実現していくことが重要です。また、外国人材の受入れ拡大等に伴い、日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等が拡大する中、これら生徒が安心して学びに向かえる環境を整備する観点から、特別な配慮が必要な生徒への対応について、更に検討を深めていくことが必要です。

- 不登校等の多様な課題を抱える生徒にきめ細かく対応するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材が重要であることを踏まえ、国は、高等学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置について全国的な実態を把握するとともに、結果に基づき、適正な配置・活用に向けた方策を検討する。
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、国は、特別支援学校高等部・高等学校と労働分野の関係機関等とのより実効的な連携体制が構築されるよう、就労支援コーディネーターの効果的な活用や、個別の教育支援計画の活用等による効果的な取組事例について情報収集・提供するなど各地方公共団体の取組を支援する。
- 高等学校に在籍する日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等が大幅に増加している状況の中、高等学校における帰国・外国人生徒等の受入れ体制を充実させるため、国、地方公共団体は、地域の関係機関や NPO、企業、大学等との連携を図りつつ、日本語指導や学力の向上、進路・進学への支援等の取組を推進する。

(8) 少子化への対応

平成 29 年度の高等学校の生徒数は、346 万人であり、平成 2 年度の 579 万人と比較して、200 万人以上も減少しています。これまで、全国では都道府県等による再編・統合が進められてきましたが、特に、中山間地域等において、高等学校の存在は地域の活力につながる重要な機関であることも指摘されています。今後、更なる生徒数の減少が予測されている中、小規模な高等学校においても、教育水準の維持・向上を図ることが不可欠です。

こうした観点から、少子化への対応について、更に検討を深めていくことが必要です。

- 生徒数の減少に伴い、小規模な高等学校が増加する中であっても、Society5.0 をよりよく生きるための共通的に必要な力の育成や、社会を牽引する人材の育成に向け、ICT の効果的な活用等、新たな時代の高等学校にふさわしい教育環境の在り方について、提言の取りまとめに向けて更に検討を深める。

第十一次提言中間報告
參考資料

教育再生実行会議 第十一次提言 中間報告概要

- 人口減少や少子・高齢化が急速に進む中で、地方創生を進めることが重要。また、人生100年時代において、高齢者から若者まで全ての人が活躍できる社会を築くため、人づくり革命を進めることが必要。更に、AIやIoTなどの技術の急速な発展に伴うSociety5.0が到来するとともに、グローバルな競争が激化。今後、これらの変化に対応し活躍できる資質・能力を子供達に育成することが大切であり、新たな時代を見据えた教育再生を大胆に進めることが必要。
- このような観点から、「技術の進展に応じた教育の革新」及び「新時代に対応した高等学校改革」をテーマに、昨年8月にワーキング・グループを設けて議論を進め、今般中間的に取りまとめたもの。

1. 技術の進展に応じた教育の革新

背景

- 技術革新は、一人一人の能力等に依じた個別最適化された学びや、場所や時間に制約されず主体的に学び続けることができる環境を実現しうる。
- 教師に求められる役割や資質・能力も変化。こうした変化に対応するため、養成・採用・研修の全体を通じた教師の育成が必要。働き方改革も重要。
- 学校のICT環境は脆弱であり、教育の発展にとって危機的な状況。ICTは教育の「マストアイテム」であり、関係者が意識を高め、整備の加速化が必要。

(1) Society5.0で求められる力と教育の在り方

- プログラミングやデータサイエンスに関する教育等も含めた基盤的な学力や情報活用能力の育成
- STEAM教育の推進
- 情報モラル教育の充実
- 社会の変化に対応するための教育課程や教科書も含めた学習指導の不断の見直し

(2) 教師の在り方や外部人材の活用

- 社会の変化や技術の急速な進展を踏まえた養成・採用・研修の全体を通じた教師の資質・能力の向上
- 教員養成を先導するフラッグシップ大学の創設
- 免許外教科担任が多い教科（高等学校の情報など）の免許取得の促進に向けた免許制度の改善
- 特別免許状の積極的・弾力的な活用等による外部人材の積極的な配置・活用

(3) 新たな学びとそれに対応した教材の充実

- 全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう推進
- スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学びの実現に向けた実証研究の推進
- デジタル教科書の効果・影響の検証や企業等との連携・協働による多様なデジタル教材等の作成の推進

(4) 働き方改革

- 校務の情報化や、各種表簿の電子化等による働き方改革の推進

(5) 特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実

- 障害のある児童生徒への指導の効果を高めるための支援機器等教材の効果的な活用の促進
- 通学が困難な児童生徒や帰国・外国人生徒等のための活用も含め、全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう推進

(6) 新たな学びの基盤となる環境整備、EBPMの推進

- 地方財政措置（単年度1,805億円）が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因等の分析と、必要に対応の実施

【参考】普通教室の無線LAN整備率 ※平成30年3月現在
静岡県68.6% 福岡県9.4%
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数
佐賀県1.8人 埼玉県7.9人

- 必要十分な機能を有するICT機器等を費用を低減して調達するためのガイドブックの作成
- クラウドサービスの普及を見据えた教育用ネットワーク環境の在り方の検討
- 全国学力・学習状況調査の改善の検討

(7) 教育現場と企業等の連携・協働

- 協議会等の定期的な開催による関係省庁の連携・協働の促進
- 総合教育会議の活用等による首長と教育委員会が一体となった教育の情報化の推進
- 企業等による、便利で安価なICT機器やネットワーク環境の開発等、魅力的な教材の開発、技術的ノウハウの提供、人材供給、EdTechを活用した事例創出等への積極的な協力を期待

主な提言事項

2. 新時代に対応した高等学校改革

背景

- 高等学校は、中学校を卒業したほぼ全ての子供が進学。社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力を育成することが必要。
- 高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化し、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
- また、少子高齢化、就業構造の急速な変化、グローバル化、SDGsの推進、AI・IoT等の技術革新の進展によるSociety5.0の到来など大きな社会の変化。
- こうした中、高等学校においては、Society5.0を生き抜くための力や生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身に付けさせることが求められており、子供の能力を最大限引き出す多様な学びの実現や文理両方をバランスよく学ばせることにより、Society5.0をたくましく生きる人材の育成を図ることが重要。
- なお、各学校における改革の取組は、教師の意識改革や人事配置等の工夫、地域の関係者の参画等により、継続性を維持し定着させることが必要。

(1) 学科の在り方

- 学習の方向性に基づいて学科を類型化すること
等、普通科の在り方の検討
- 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築
- 専門学科が地域の自治体や産業界等と協働できる仕組みの普及
- 専門学科及び総合学科の在り方や学科の区分の在り方の検討

【参考】生徒数（平成29年度）

普通科	239万人	(73%)
専門学科	71万人	(22%)
総合学科	18万人	(5%)

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

- 校内研修の充実、研修の適切な評価、管理職のマネジメント力の向上、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
- 教職に強い大学と教職に強い大学が共同して質の高い教員養成ができる仕組みの構築
- 特別免許状の弾力的な活用等による、外部人材の活用
- 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検
- 働き方改革の推進

(2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

- 高等学校学習指導要領の着実な実施
- 社会の変化に対応するための教育課程や教科書も含めた学習指導の不断の見直し
- 全ての高等学校等で遠隔教育を活用できるようグッドプラクティスの全国的普及

(5) 地域や大学等との連携の在り方

- 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
- 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
- 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討
- 地方創生の観点からの地域の関係機関による高等学校の支援方策の検討

(6) 中高・高大の接続

- 文理両方を学ぶ人材の育成の観点や学科の在り方の検討を踏まえた入学者選抜を含む中高・高大接続の在り方等の検討、進路指導やキャリア教育等の充実

(3) 定時制・通信制課程の在り方

- 多様な背景を持つ生徒の受け皿となるべく実態を踏まえた教育の質の向上
- 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえ更なる質の確保・向上

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

- 不登校等の多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラー等の専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
- 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入れ体制の充実

(8) 少子化への対応

- 少子化が進む中、地域における高等学校の役割も十分踏まえた、新たな時代の高等学校にふさわしい教育環境の在り方の検討

主な提言事項

本年4～5月の最終提言取りまとめに向けて、各ワーキング・グループにおいて更に検討。

教育再生実行会議のこれまでの検討状況について

○平成 30 年 8 月 3 日 第 43 回教育再生実行会議

- ・教育再生実行会議ワーキング・グループの設置

【技術革新ワーキング・グループ】

○平成 30 年 8 月 31 日 第 1 回会議

- ・委員意見発表(佐藤委員、戸ヶ崎委員)、ヒアリング(新井紀子国立情報学研究所教授)、自由討議

○平成 30 年 9 月 14 日 第 2 回会議

- ・委員意見発表(大橋委員)、ヒアリング(林部貴亮 Classi 株式会社マーケティング部長)、自由討議

○平成 30 年 10 月 15 日 第 3 回会議

- ・委員意見発表(坪谷委員、利根川委員)、ヒアリング(小松弥生埼玉県教育委員会教育長)、自由討議

○平成 30 年 11 月 7 日 視察・意見交換

- ・千代田区立麴町中学校視察・意見交換

○平成 30 年 11 月 27 日 第 4 回会議

- ・委員意見発表(松田委員)、ヒアリング(安宅和人ヤフー株式会社チーフストラテジーオフィサー、文部科学省、経済産業省)、第十一次提言中間報告骨子案に関する討議

○平成 30 年 12 月 10 日 第 5 回会議

- ・ヒアリング(長谷川敦弥株式会社 LITALICO 代表取締役社長)、第十一次提言中間報告案に関する討議

【高校改革ワーキング・グループ】

○平成 30 年 8 月 28 日 第 1 回会議

- ・委員意見発表(香山委員)、ヒアリング(鈴木淳一福島県教育委員会教育長、福島実群馬県立勢多農林高等学校長)、自由討議

○平成 30 年 9 月 27 日 第 2 回会議

- ・委員意見発表(牧野委員、水谷委員、守屋委員)、自由討議

○平成 30 年 10 月 23 日 第 3 回会議

- ・委員意見発表(岸田委員)、ヒアリング(仁井田孝春東京都立つばさ総合高等学校長、奥村英夫全国定時制通信制高等学校長会理事長・東京都立荻窪高等学校長)、自由討議

○平成 30 年 11 月 15 日 視察・意見交換

- ・東京都立向丘高等学校視察・意見交換
- ・東京都立稔ヶ丘高等学校視察・意見交換

○平成 30 年 11 月 26 日 第 4 回会議

- ・委員意見発表(平川委員)、ヒアリング(武内彰東京都立日比谷高等学校長、蘇武和成神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課専任主幹兼指導主事)、第十一次提言中間報告骨子案に関する討議

○平成 30 年 12 月 12 日 第 5 回会議

- ・委員意見発表(賀澤委員)、第十一次提言中間報告案に関する討議

○平成 31 年 1 月 18 日 第 44 回教育再生実行会議

- ・第十一次提言中間報告案の取りまとめ

教育再生実行会議の開催について

〔平成25年1月15日
閣議決定〕

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議ワーキング・グループの開催について

〔平成30年8月3日
教育再生実行会議決定〕

1. 我が国の将来を見据え、教育立国を実現する観点から、教育再生に関する課題について、現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めていくため、第2項に定める分野ごとに、教育再生実行会議の決定に基づき、教育再生実行会議ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を開催する。
2. ワーキング・グループは、次の2分野ごとに開催する。
技術の進展に応じた教育の革新
新時代に対応した高等学校改革
3. ワーキング・グループの構成員は、次のとおりとする。文部科学大臣兼教育再生担当大臣は、教育再生実行会議有識者の中からワーキング・グループの主査を依頼するとともに、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
文部科学大臣兼教育再生担当大臣
教育再生担当大臣を補佐する文部科学副大臣、同大臣政務官及び同大臣補佐官
教育再生実行会議有識者のうち文部科学大臣兼教育再生担当大臣が指名する者
4. ワーキング・グループの庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房教育再生実行会議担当室において処理する。
5. ワーキング・グループの運営については、教育再生実行会議運営要領（平成25年1月24日教育再生実行会議決定）を準用し、同決定中「座長及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣」とあり、及び「座長」とあるのは「ワーキング・グループの主査」と読み替えるものとする。このほか、ワーキング・グループの運営に関する事項その他必要な事項は、教育再生実行会議で決定する。

教育再生実行会議 構成員

(平成 31 年 1 月 18 日時点)

安倍 晋三	内閣総理大臣
菅 義偉	内閣官房長官
柴山 昌彦	文部科学大臣兼教育再生担当大臣

(有識者)

◎鎌田 薫	前早稲田大学総長
○佃 和夫	三菱重工業株式会社相談役
漆 紫穂子	品川女子学院理事長
大竹 美喜	アフラック創業者
大橋 弘	東京大学公共政策大学院・経済学研究科教授
尾崎 正直	高知県知事
加戸 守行	前愛媛県知事
蒲島 郁夫	熊本県知事
川合 眞紀	自然科学研究機構分子科学研究所長、公益社団法人日本化学会会長
北野 宏明	株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長
工藤 勇一	千代田区立麴町中学校長
倉田 哲郎	箕面市長
河野 達信	防府市立華城小学校教頭、元全日本教職員連盟委員長
佐々木喜一	成基コミュニティグループ代表兼 CEO
三幣 貞夫	南房総市教育委員会教育長
鈴木 高弘	前専修大学附属高等学校理事、NPO 法人老楽塾理事長
武田 美保	スポーツ／教育コメンテーター
平川 理恵	広島県教育委員会教育長
向井 千秋	東京理科大学特任副学長
八木 秀次	麗澤大学教授
山内 昌之	東京大学名誉教授、武蔵野大学特任教授
山口 香	筑波大学体育系教授、東京都教育委員会教育委員、元女子柔道日本代表

◎座長

○副座長

(オブザーバー)

馳 浩	衆議院議員
富田 茂之	衆議院議員

(敬称略)

教育再生実行会議 技術革新ワーキング・グループ 構成員

(平成31年1月18日時点)

柴山 昌彦 文部科学大臣兼教育再生担当大臣
浮島 智子 文部科学副大臣
中村 裕之 文部科学大臣政務官

(有識者)

《教育再生実行会議本体会議から》

○佃 和夫 三菱重工業株式会社相談役
大橋 弘 東京大学公共政策大学院・経済学研究科教授
蒲島 郁夫 熊本県知事
川合 眞紀 自然科学研究機構分子科学研究所長、公益社団法人日本化学会会長
北野 宏明 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長
工藤 勇一 千代田区立麴町中学校長
倉田 哲郎 箕面市長
河野 達信 防府市立華城小学校教頭、元全日本教職員連盟委員長
向井 千秋 東京理科大学特任副学長
八木 秀次 麗澤大学教授
山内 昌之 東京大学名誉教授、武蔵野大学特任教授

《ワーキング・グループ有識者》

圓月 勝博 同志社大学学長補佐・文学部教授、一般社団法人日本私立
大学連盟教育研究委員会委員長、公益財団法人大学基準協
会基準委員会委員長
佐藤 昌宏 デジタルハリウッド大学大学院教授
坪谷ニューエル郁子 東京インターナショナルスクール理事長
戸ヶ崎 勤 戸田市教育委員会教育長
利根川裕太 NPO 法人みんなのコード代表理事
堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授
松田 恵示 東京学芸大学副学長

○主 査

(オブザーバー)

馳 浩 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

(敬称略)

教育再生実行会議 高校改革ワーキング・グループ 構成員

(平成31年1月18日時点)

柴山 昌彦 文部科学大臣兼教育再生担当大臣
浮島 智子 文部科学副大臣
中村 裕之 文部科学大臣政務官

(有識者)

《教育再生実行会議本体会議から》

○鎌田 薫 前早稲田大学総長
漆 紫穂子 品川女子学院理事長
大竹 美喜 アフラック創業者
尾崎 正直 高知県知事
加戸 守行 前愛媛県知事
佐々木喜一 成基コミュニティグループ代表兼 CEO
三幣 貞夫 南房総市教育委員会教育長
鈴木 高弘 前専修大学附属高等学校理事、NPO 法人老楽塾理事長
武田 美保 スポーツ／教育コメンテーター
平川 理恵 広島県教育委員会教育長
山口 香 筑波大学体育系教授、東京都教育委員会教育委員、元女子柔道日本代表

《ワーキング・グループ有識者》

荒瀬 克己 大谷大学文学部教授、福井大学教職大学院・関西国際大学
客員教授、京都市教育委員会指導部顧問
賀澤 恵二 NHK 学園高等学校統括校長、全国高等学校通信制教育研究会会長
岸田 正幸 大阪体育大学教育学部准教授
香山 真一 岡山県立和気閑谷高等学校長
牧野 光朗 飯田市長
水谷 智之 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事
守屋 文俊 東京都立練馬工業高等学校統括校長

○主 査

(オブザーバー)

馳 浩 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

(敬称略)

